

憲法九条

6月15日(金)

中沢 高大

0. はじめに
1. 憲法九条と諸外国の平和憲法との相違点
2. 憲法九条と自衛隊
3. 憲法九条と日米安全保障条約
4. 集団的自衛権
5. おわりに

0. はじめに

我々の日本国憲法は平和主義を基調とした憲法である。その中核を担うのが今回議論をしたい憲法九条である。九条は長年、平和国家の象徴とされ、日本国民に信奉・擁護されてきた。しかし、理想としてはよいものの、現実にもこのまま残すとなればそれが日本の置かれた現状に即しているのかを検討せねばならないはずだ。ゆえに、ここでは憲法九条の問題点・改正の是非を考えていきたい。

1. 憲法九条と諸外国の平和条項との相違点

憲法九条は戦争放棄を謳った憲法の条項であるが、侵略戦争の放棄を謳った憲法は世界各国にある。革命直後のフランス憲法や現行の韓国憲法などにも存在する。だが、自国の自存自衛のための戦争まで放棄した憲法は九条以外にない。常備軍の放棄を謳い、実施している国家でさえ、戦時には国民の徴兵が可能な条項を残しているのである。

それに対し、九条はすべての戦争を行うシステムの放棄を示したものである。ここに憲法九条が神聖視されてきた所以であると言える。

2. 憲法九条と自衛隊

2-1. 自衛隊の存在原理

憲法九条の条文を読み、書いてあるまゝを理解すれば自衛隊の違憲性は明白である。これは小学生にもわかるはずである。しかし、自衛隊という名の軍隊・戦力は現に存在し、そのさまざまな活動を行っている。

自衛隊の存在が許される根拠として、政府は「憲法九条は自衛権を放棄していない」としている。この解釈が生まれたのは、当時GHQ草案を骨子として出来あがった憲法改正政府修正案を検証していた衆議院帝国憲法改正案委員会において、委員長を務めていた芦田均氏が第九条の第二項に付け加えた文言に原因がある。これが世に言う「芦田修正」である。

(以下、上段：修正前 下段：修正後、傍点部修正箇所)

・陸海軍その他の戦力は、これを保持してはならない。国の交戦権はこれを認めない。

・前項の目的を達するため、陸海軍その他の戦力は、これを保持しない。(以下同)

(出典：新詳日本史 浜島書店)

この「芦田修正」の傍点部によって、政府公式見解の「憲法九条の自衛権放棄の否定」が成り立っているのである。

2-2. 自衛隊の違憲性を争った事例

・百里基地訴訟

1958年、航空自衛隊百里基地の建設用地の所有をめぐる反対住民が国を提訴。

争点・自衛隊の違憲性

→判決

一審水戸地裁・第九条は自衛権の放棄をしておらず、かつ統治行為論によって自衛隊の憲法判断は出来ない。

二審東京高裁、三審最高裁・共に原告側の訴えを棄却

・恵庭事件

1962年、自衛隊の演習に伴う騒音に悩まされていた酪農家が自衛隊の電話線を切断。検察は自衛隊法違反第121条で酪農家を起訴。

争点・1)自衛隊法の適用は可能かどうか。

2)自衛隊の違憲性。

→判決

一審札幌地裁・自衛隊法の適用は不適切であり、被告人両名は無罪。しかし、自衛隊法が適用されないという判決が出た以上、自衛隊の違憲性を追求すべきではない。

そのまま、検察は控訴せず判決が確定。

・長沼ナイキ訴訟

1969年、北海道長沼町に航空自衛隊が地对空ミサイルの基地を作ろうとした際に、水源を確保するための保安林地域を使用区域に指定した。それに対し、周辺住民は基地構築のための国家の保安林指定解除は不当とし、札幌地裁に提訴。

争点・1)自衛隊の基地が保安林解除理由の「公益性」をもつか

2)自衛隊の合憲性

→判決

一審札幌地裁・自衛隊は戦力であり、違憲。保安林解除は無効。(福島判決)

二審札幌高裁・保安林の代替施設設置により、保安林としての利点が消滅。自衛隊は統治行為論により、憲法的判断は無し。

三審最高裁・原告に訴えの利益なし。憲法判断はせず。

以上、自衛隊にまつわる有名な三件の訴訟を例に挙げたが、恵庭事件の司法判断をしようという試みさえしなかった事例もあるが、残りの二件では統治行為論という緊急回避的な文言が出されている。

統治行為論・裁判所の法令審査権の限界に関して、国家機関の行為のうち極めて高度の政治性を有するものについては審査の対象とならないとする理論。

3. 憲法九条と日米安全保障条約

日米安全保障条約やその他の日米間の軍事的協約についても憲法九条に抵触するのではないかという疑いもある。こちらの方は自衛隊とは違い、明白に違憲とはいえないだろう。この問題について掘り下げると、国際法優位論か国内法優位論、または国際法国内法並立論の議論へ突き進んでしまうので、ここでは裁判事例を軽く見るにとどめておく。

・砂川事件

1957年、米軍立川飛行場の拡張に反対する学生や市民が飛行場内へ柵を壊し侵入。そのうちの七名が安保条約に基づく刑事特別法違反で起訴。

争点・1)在日米軍は「戦力」にあたるか。

2)安保条約の違憲性

→判決

一審東京地裁・第九条は自衛権さえ否定している。よって、在日米軍・安保条約は違憲。

(伊達判決)

二審最高裁(検察側の飛躍上告)

- ・第九条の禁止する戦力は自衛のものも含まれるかどうかは置き、我が国が指揮権を持つものである。よって在日米軍は抵触しない。又、安保条約は司法権の管轄外であり、判断は下せない(統治行為論の変則的援用)。

一審と二審の判決の違いは、憲法が効力を及ぼす範囲についての解釈の違いであるが、憲法の及ぼす効力の違いでもある。一審の憲法九条上位論は、九条の精神を守るにはよいことであるが、「現実には国際法優位論に立つ学者が多い」(憲法九条は諸悪の根源)ようである。

他にも多数、安全保障条約を憲法に照らし合わせた訴訟はあるが、どれも最終的に統治行為論に逃げ、司法判断を下していない。

4. 集団的自衛権

政府解釈では、九条は「個別的自衛権を放棄はしていない」が「集団的自衛権の行使は禁止している」としている。これは無理があるのではないのだろうか。

なぜなら、個別的自衛権と集団的自衛権は切り離して考えることが難しいからである。参考文献にした『憲法九条は諸悪の根源』の著者の潮氏は集団的自衛権と個別的自衛権についてこう述べている。「集団的自衛権の行使対象となるのは必然的に友好国または同盟国であり、行使対象国の一方的な劣勢は我が国における個別的自衛権の領域にまで影響を及ぼす。よって、個別的と集団的の切り離しは非現実的である。」と。

これは極論に近いものだとしても、我が日本の周辺で有事態が発生した場合、個別的自衛権にすぎり同盟国や友好国が攻撃を受けるのを座視していることが国際社会の常識として許されるのだろうか。それ以前に、国家の生存権さえ危うくさせかねない。ゆえに、自衛権を認めている時点で、ある程度は集団的自衛権も容認していると言えるのではないだろうか。

5. おわりに

憲法九条の問題点を挙げることを大雑把に行ってきた。まだ、他にもさまざまな切り口があるだろうが、それを追うことが出来なかった私の力不足をお許しいただきたい。

憲法九条の精神が美しく、素晴らしいことは疑う余地は無い。しかし、現実を見なければならぬはずだ。中国の肥大化、北朝鮮の暴走、ロシアの再興、そして、韓国の不法占拠。我が国を有事体制に追い込む火種はいくらでもある。その火種を燃え上がらせないためにも、九条を正面から考え直すべき時が来ているように思われて仕方が無い。

憲法とは永久不滅の遺産ではなく、変化する世界の中でその変化に合わせて国家を統制する生き物なのである。非常に常識を欠いた考えであるが、私の意見は「今の日本が憲法九条に違反している」のではなく、「憲法九条が今の日本に違反している」のだと思う。

日本国憲法

前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基づくものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いずれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従うことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う。

第二章

第九条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達成するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権はこれを認めない。

参考文献

防衛省ホームページ(<http://www.mod.go.jp/>) (2012年6月13日最終アクセス)

外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/index.html>) (2012年6月12日最終アクセス)

潮匡人『憲法九条は諸悪の根源』PHP研究所、2007年

大人の参考書委員会(編)『大人の参考書「日本国憲法」がわかる!』青春出版社、2002年

田中伸尚『憲法九条の戦後史』岩波新書、2005年